

「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)の一部改正案に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について

平成 18 年 3 月 14 日  
日本証券業協会

本協会では、「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)を一部改正することについて、平成18年2月17日から3月2日までの間パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見(9件2社)及び意見に対する考え方は以下のとおりである。

項番	意 見	考 え 方
1	証券情報等説明書の交付及び確認書の徴求については、「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第1号)第18条に定める「電磁的方法による交付等」が可能となるようにしていただきたい。	御指摘のとおり、証券情報等説明書の交付及び確認書の徴求、その写しの交付については、電磁的方法によることを可能とします。なお、この改正に伴い、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いについて」(理事会決議)の別紙についても改正を行います。
2	証券情報等説明書を交付するのは、買い手(二次取得者)のみならず、売り手(事業会社等非適格機関投資家の場合)も含まれると解して良いか。	御理解のとおり、証券情報等説明書は、投資勧誘を行った顧客(売り買い問わず)に対し、交付する必要があります。
3	直近の有価証券報告書等法定開示書類の必要箇所と、その後条件変更があったものについてはプレスリリースを添付することで足りるものとし、別途会員会社が用意すべき証券情報等説明書のフォームは任意として頂きたい。	証券情報等説明書につきましては、本協会においてモデルを作成する予定ですが、あくまで最低限の内容を盛り込んだ参考モデルとしての位置付けですので、必要に応じて各社において適宜変更していただいて差し支えありません。なお、店頭取扱有価証券の特徴が有価証券報告書等に記載されている場合にあっては、当該部分の写しを添付することも可能といたします。
4	証券情報等説明書にかかる責任は、金融商品販売法と同様、あくまで民事責任である(証取法の刑事罰や課徴金の適用は無い)ことを確認したい。	証券情報等説明書については、証券取引法にその根拠を置くものでなく、本協会の規則において規定されるものです。したがって証券取引法の罰則等が直接的に及ぶものではないと考えております。
5	証券情報等説明書は、既開示証券である場合には、金融商品販売法の説明義務と同様に、顧客からの不要の申し出がある場合には証券会社による作成(交付)義務を免除することとしていただきたい。	証券情報等説明書に記載すべき主要内容といたしましては、当該株券等の概要、当該発行会社が発行する上場株券とは異なる特徴、当該株券等に投資するに当たってのリスク、当該発行会社に関する情報はEDINET(証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムをいう。)を参照すべき旨、その他当該店頭取扱有価証券についての説明に必要と認められる事項であり、金融商品販売法における説明事項とは内容が異なるものであり、これら証券情報等説明書に記載すべき内容については、開示・非開示に関わらず、上場有価証券の

項番	意見	考え方
		発行会社が発行した店頭取扱有価証券を投資勧誘する上で、投資家保護上、最低限必要な情報であると考えており、交付及び説明義務を協会員に対して課すことといたしております。
6	今般の改正については、証券会社からの勧誘がある場合のみの規制であり、勧誘がない場合においては、従来どおり（証券情報等説明書などの作成・交付、保管の受託、確認書の徴求等は不要）であることを確認したい。	御指摘のとおり、今般の改正につきましては、協会員が上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を行う場合の規制であり、投資勧誘が行われない場合の取扱いにつきましては、従来どおりとなります。
7	「確認書」を徴求するのは、買い手（二次取得者）のみならず、売り手（事業会社等非適格機関投資家の場合）も含まれると解して良いか。	御理解のとおり、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券に関する確認書については、顧客（売り買い問わず）より徴求し、その写しを当該顧客に交付する必要があります。 ただし、当該確認書の記載内容は証券毎による違いはないことから、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客より徴求し、その写しを交付すれば足りることとするよう、規則改正を行うことといたします。
8	今般の改正における「協会の報告」及び「協会による公表」は、「店頭有価証券に関する規則（公正慣習規則第1号）」第16条と同様に、月次での取り纏め報告であることを確認したい。	協会員が上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を行った場合の売買の報告要領につきましては、別途、御通知申し上げますが、現行の店頭有価証券の売買報告と同様に取引を行った日の属する月の翌月の15日までに、所定の様式により本協会に報告いただくことといたします。
9	上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を行った場合の協会への売買報告及び公表の内容はどのようなものを想定されているか。	報告及び公表内容については、現行の店頭有価証券の売買報告の様式の内容に準じたものを御用意させていただくことを考えております。

以上